

「当社の安全ルールの周知徹底について」

安全パトロールにおいて、繰り返し指摘に挙がっている危険要因、労務管理上、労働衛生上の問題点について特に協力会社各位の側から徹底して頂く必要のある指摘事項を下記に記します。

工事作業所における災害防止の統括管理義務を負う立場として、各社におかれまして改善に向けた指導を徹底されるよう要請するものであります。

項目	平成15年10月17日より全作業所で適用される安全ルール(1)	詳細
就労者管理	1. “年少者” 18歳未満の者については危険作業への従事は禁止です電動工具の使用、高所作業は禁止とします。 なお入場時住民票を提出願います。	—
	2. “一人親方” 一人親方、事業主については「労災特別加入制度」加入者のみ入場可能とします。	—
	3. “常傭禁止” 労働者派遣法に従い、建設工事における「常傭」扱いによる賃金の支払いは違法のため、出来高払いとして下さい。	No.1
	4. “職長選任” 職種を問わず職長を選任したうえで当社工事に入場させて下さい、また選任された職長は常駐させて下さい。	—
	5. “朝礼参加” 現場朝礼は全員参加を原則とします、決められた時間までに入場願います。	No.2
	6. “服装・保護具” ヘルメットは「飛墜兼用」を使用し、夏期は肌着姿での作業は避けてください。 また、「超ロング8分ズボン」は必要以上に幅が広く裾が地面に接する物(くるぶしが隠れる物)は入場を制限します。	No.3
労働衛生	1. “マスク” アーク溶接作業、粉塵発生作業は作業時間の長短に関わらず防塵マスクを着用させてください。	No.4
	2. “ゴーグル” 研り作業のほかグラインダー、ベビーサンダー等を使用する作業は保護ゴーグル着用とします。	—
	3. “腰痛防止” 毎朝のラジオ体操は腰痛防止のためにも必ず参加してください。	No.2
	4. “振動工具” 振動業務の一連続作業時間は10分以内とし作業間に5分以上の休止時間を設けるようにして下さい。	—
墜落災害防止	1. “脚立足場” 4m足場板の三点支持ではなく3m足場板の2点支持とします、ゴムバンド固定を厳守させてください。	No.5
	2. “脚立” パイプウマの持ち込み使用を禁止します、なお7尺以上の脚立についても同様です。	—
	3. “手摺の復旧” 当社現場担当者の許可無く、筋交い、手摺を外して作業することは禁止します。 また、作業の都合により一時的に手摺を外した場合は作業後即時に責任を持って復旧し現場担当者に復旧の報告を。	No.6
	4. “足場組立” 足場の組立については作業手順書を提示願います、組立施工者の墜落対策について当社の担当者に確認を得なければ作業は開始出来ません。	—
	5. “安全帯” 2m以上の高所で作業する者は安全帯着用なしには作業禁止とします。	—

項目	平成15年10月17日より全作業所で適用される安全ルール(2)	詳細
仮設電気	1. “コードリール” 2芯のアース端子の無いコードリール(電工ドラム)は持込使用を禁止する、なおコードリールを高所にあげて使用する場合コードリール自体が落下して災害に繋がる恐れのある場合に限り、2芯の延長コードを使用することは止むをえないですがその場合の電動工具は必ず二重絶縁型としてください。	No.7
	2. “ドラムの過熱” キャブタイヤコードはドラムから引き出して使用すること。(グラインダー等高負荷の工具の場合)	—
	3. “破損コード” 切れた箇所をビニールテープ等で養生したコードは感電防止の為使用を禁止します(自己融着テープを使用した場合を除く)	—
	4. “発電機” 大・小問わず発電機の本体アースは銅被覆の「専用アース棒」でアース接地をして下さい。	No.8
建設機械	1. “施錠” 休止中の建設機械はキーを抜き扉には施錠するよう徹底して下さい。	No.9
	2. “反射ベスト” 車両系建設機械と接近して作業する者は土木建築を問わず反射チョッキ着用とします。	No.10
	3. “始業前点検” 動力を有する機械はすべて作業開始前に点検を実施し記録を残してください。	—
	4. “合図誘導” 機械の合図者、誘導者はそれぞれ一名が専属して担当するようにして下さい。	No.11
	5. “資格” クレーン仕様のバックホウは移動式クレーンの技能講習修了者でなければ操作禁止。 玉掛者も同様に技能講習修了者とすること。(吊り上げ荷重1t未満の機械は特別教育)	—
揚重作業	1. “ワイヤー” 台付けワイヤーは吊り作業には使用出来ません、玉掛ワイヤーを使用すること。	No.12
	2. “吊具の点検” 各月ごとの点検色を決めて色テープで識別しています、月例点検を実施して下さい。	No.13
	3. “吊りフック” 全ての吊りフックには外れ止めが必要です、無いもの壊れたものは使用禁止です。	No.14
火災防止	1. “ボンベ” 必ず転倒防止措置を行い、始業前点検用の石鹼水を用意してください。 なお、夏期は過熱防止のため過熱防止の養生カバーを使用すること。	No.15
	2. “消火器” 火気を使用する作業では各自が消火器を用意してください。	—
	3. “溶接機” 足場から1次アースを取る事は禁止します、また休止時は溶接棒をホルダーから外すこと。	—
	4. “ガス溶接” 休止時はバーナー部分をホースから外してください。	—
	5. “電気配線” 家庭用ビニール被覆コードは容量が小さく過熱発火の恐れがありますので、電動工具には使用禁止です。	—
その他	1. “資材仮置” 高さ2mを超えて資材を積み上げる場合は「はい作業主任者」の選任が必要です。	No.16
	2. “釘の処理” 型枠材、丁張材を解体した場合、釘じまいを徹底して下さい。	No.17
	3. “保護手袋” 丸ノコを使用する際、軍手着用は禁止です、また板金工事は保護手袋を必ず使用して下さい。	—
	4. “パトロール” 事業主には現場巡回の義務があります、自主パトロールを定期的の実施してください。	別紙

項目	平成16年10月15日より全作業所で適用される安全ルール	詳細
平成16年度追加項目	1. “安全帯” 鉄骨建て方作業では、2丁掛け(2重)安全帯の使用を標準ルールとします、また鉄骨組立に従事する作業者だけでなく鉄骨梁上などで塗装、各種金物、安全設備(ネット等)の取り付け作業を行う者も含まれます。	No.18
	2. “輪止め” 傾斜した場所に車両を駐車する際は「輪どめ」を設けること、但し運転者が乗車している場合を除きます。	No.19
	3. “作業計画” 移動式クレーン、バックホウなどの車両系建設機械を現場に持ち込み、使用する場合は安全衛生法上、事前に「作業計画」を作成する必要があります、該当する作業を行う場合、作成してください。(資料、作成例は当社担当者が用意します)	No.20
	4. “特別加入” 一人親方、事業主については「労災特別加入制度」加入者のみ入場可能としますが、職種によっては「特別加入」に加入できない方もいますので、その場合は民間の傷害保険に加入していれば入場できます。	No.21
	5. “入場前教育” 安全衛生法59条において、就労場所(現場)が変わる際、事業者により教育を行うことと規定されています。事業者の責務として、新しく入る現場の状況を送り出す前に作業者に把握させる「送り出し教育」を実施して下さい。	No.22
項目	平成17年10月14日より全作業所で適用される安全ルール	詳細
平成17年度	1. “防じんマスク” 2001年に防塵マスクの規格が改定され“粉じんの捕集率”が80%~99%までの3段階に改められて選定方法が判りやすくなりました、作業の内容にあった捕集率の防じんマスクを選定して使用してください。(国家検定適合品以外は使用禁止)	No.23
	2. “介錯ロープ” 梁、長尺物、モッコ等の吊り上げ時には風にあおられ吊り荷が回転した場合、その回転を制御するために。	No.24
	また、荷の取りこみ時には直接荷をつかまず吊り荷を誘導するために、介錯ロープの使用を徹底してください。	
項目	平成18年10月1日より全作業所で適用される安全ルール	詳細
18年度	1. “ヘルタイ” 現場へ入場する班のリーダーたる職長は、施工期間に限らず「ヘルタイ着用」と致します。	No.25
	各職長用のヘルタイは現場に常備し、当社現場担当者より各職長に貸与いたしますので、着用のうえリーダーとしての	
	率先垂範に努めてください。	
項目	平成19年10月10日より全作業所で適用される安全ルール	詳細
19年度	1. “保護メガネ” 眼球に傷害を及ぼす危険のある作業・機械工具はどんなに短時間であっても眼を保護する保護具の着用をお願いします。	No.26
	研り作業、ケレン作業、コンクリート釘の打ち込み、釘打ち機の使用、草刈機の使用、電動(エア)研削工具(砥石・カップブラシ)	
	高圧洗浄機、モルタルの混入作業では保護メガネ、もしくはゴーグルの着用を守ってください。	

項目	平成20年11月1日より全作業所で適用される安全ルール	詳細
20年度	1. “ 防護カバー ” ベビーサンダー(ディスクグラインダー)はどこ現場でも日常的に使用されてる工具ですが、取扱い次第ではすぐ怪我に	No.27
	繋がる危険性の高い工具です、さらにベビーサンダーには「スイッチを切らない限り回り続ける」という危険要因もあり	
	防護カバーはそれらの危険性を低減する安全装置です、決して外して使ってはいけません。	
項目	平成26年4月1日より全作業所で適用される安全ルール	詳細
26年度	1. “ 切創防止手袋 ” カッターナイフで材料を切る削るなどの作業、断面に防護がされてないガラス製品の取り扱いの作業は、軍手や革手よりも	No.28
	怪我を防止する性能の高い「切創防止手袋」の使用を安全ルールとします。	
	手袋をしたのに怪我を防げなかった、ということが無いように使用の指導に努めてください。	
項目	2020年8月1日より全作業所で適用される安全ルール	詳細
2020年度	1. “ 技能実習生 ” 外国人技能実習生の方は、入場時に実習ルールステッカーを渡しますので、自分のヘルメットに貼ってください	No.29
	また、作業中においては単独作業及び実習生だけの作業は禁止します。	
	必ず技能実習指導員のもとでの作業を守り、怪我の無い技能習得に努めてください。	
項目	2021年8月1日より全作業所で適用される安全ルール	詳細
2021年度	1. “ 墜落制止用器具 ” 作業床の条件を備えた足場上は、墜落制止用器具の使用は不要ですが、作業の都合で手摺を外す、などの事態を	No.30
	想定し、当社では高さ2m以上の足場上は「墜落制止用器具(フルハーネス)」の使用をルールとします。	
	(鉄骨梁上など作業床の条件に当てはまらない場所では法的に使用が義務付け。)	
項目	2023年4月1日より全作業所で適用される安全ルール	詳細
2022年度	1. “ パイプ脚立 ” 鉄製の丸パイプで構成された「パイプ脚立」は、使用すれば法違反を伴うため、持込も使用も禁止いたします。	No.31
	軽くて使い勝手の良いパイプ脚立は、昔から脚立や脚立足場の用途で使用されてきた 歴史がありますが、	
	当社では、脚立がわりでの持ち込みと使用を、労働災害防止を目的として、禁止とさせていただきます。	
項目	2025年4月1日より全作業所で適用される安全ルール	詳細
2025年度	1. “ 保護具の選定 ” 各社の「化学物質管理者」「保護具着用管理責任者」は、GHSのある製品の取り扱いに適切な保護具を定めて	No.32
	指定された保護具の使用を指導し、確認してください。	
	「SDS」及び各社で実施したリスクアセスメントにより適切な保護具を選定し使用させてください。	